

京都市上下水道企業管理規程第1号

京都市水道局及び下水道局職員徽章に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局職員徽章に関する規程等の一部を改正する規程

(京都市水道局及び下水道局職員徽章に関する規程の一部改正)

第1条 京都市水道局及び下水道局職員徽章に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員徽章に関する規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条中「職員とは水道局及び下水道局」を「職員とは、上下水道局」に改める。

第4条中「局職員たる」を「職員である」に、「するとともに」を「するとともに、」に改める。

第6条中「速かに」を「速やかに」に改める。

第7条を次のように改める。

(徽章の紛失)

第7条 徽章を紛失したときは、速やかに所属長を經由して管理者に再貸与の申請を行わなければならない。

第8条中「かえて」を「代えて」に改める。

第9条の見出しを「(補則)」に改め、同条本文中「その執行について」を削り、「水道局総務部職員課長」を「職員課長」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第3号中「準ずる」を「準じる」に改め、同条第6号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、「上下水道事業」を削り、同条第7号中「已むを得ない」を「やむを得ない」に改め、「上下水道事業」を削る。

(京都市水道局及び下水道局職員証発行規程の一部改正)

第3条 京都市水道局及び下水道局職員証発行規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員証発行規程

第1条中「京都市水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「都度」を「つど」に改める。

第4条後段中「同じである。」を「同様とする。」に改める。

第5条中「上下水道事業」を削る。

第6条各号列記以外の部分中「次の場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、「これを」及び「前項により無効となった職員証は、これを回収する。」を削り、同条に次の1項を加える。

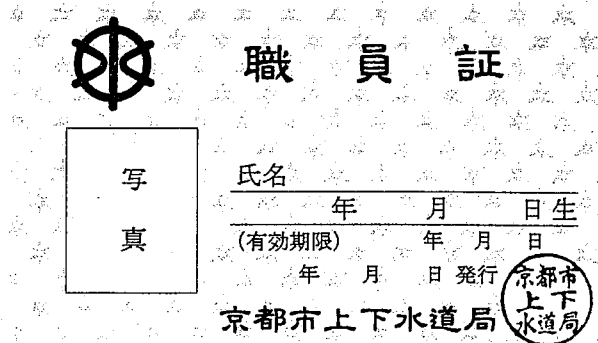
2 前項の規定により無効となった職員証は、速やかに回収する。

第7条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号

中「もの」を「者」に改め、同条第5号中「第3号及び第4号」を「前2号」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第1条関係）」に改め、同様式表面を次のように改める。

(表面)



別記様式裏面中「裏」を「(裏面)」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部改正)

第4条 京都市水道局及び下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程

第1条各号列記以外の部分中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条及び第4条中「準ずる」を「準じる」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条本文中「外」を「ほか」に改める。

別記様式中「水道局・下水道局」を「上下水道局」に、「係長」を「課長補佐・係長」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員勤務規程の一部改正)

第5条 京都市水道局及び下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員勤務規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局（以下「局」という。）」に改める。

第2条中「水道局及び下水道局」を「局」に改める。

第3条第2号中「処理場」を「水環境保全センター」に改める。

第5条中「時宜により、」を「事務の運営上」に改め、「ものとする」を削る。

第7条第2項中「別段の定めをすること」を「別に定めること」に改める。

第8条第2項ただし書中「附加」を「付加」に改め、同条第4項前段中「命ずる」を「命じる」に改め、「でない日」の右に「をいう」を加え、「において同じ。をいう。」を「において同じ。」に改める。

第9条及び第10条中「命ずる」を「命じる」に改める。

第14条第1項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

（京都市水道局及び下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部改正）

第6条 京都市水道局及び下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程

第1条各号列記以外の部分中「上下水道事業管理者（以下「管理者」と

いう。)」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第5号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(補則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式を次のように改める。

(別記様式)

人事異動通知書の様式

| | |
|----------------------------|------------|
| No. | |
| 人事異動通知書 | |
| (氏名) | (勤務場所又は職名) |
| (異動内容) | |
| 年 月 日 | |
| 京都市公営企業管理者 上下水道局長 氏 名 印 | |

別記記載要領第1第1号中「京都市上下水道事業管理者の事務部局職員」を「京都市上下水道局職員」に改め、同要領第4号中「上下水道事業管理者の部局」を「上下水道局」に、「京都市上下水道事業管理者の事務部局職員」を「京都市上下水道局職員」に改め、同要領第13号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同要領第37号中「京都市上下水道事業管理者の事務部局職員」を「京都市上下水道局職員」に、同号(注)(ア)中「あわせ」を「併せ」に、「組合せ」を「組み合わせて」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員の職名等に関する規程)

第7条 京都市水道局及び下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条第1項中「、局」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

| 職 名 |
|--|
| みず政策監, 次長, 理事, 、、部長, 、、担当部長, 、、課長, 、、担当課長, 、、研修担当課長, 、、 所長, 、、場長, 、、支所長, 、、課長補佐, 、、担当課長補佐, 、、所長補佐, 、、係長, 、、 担当係長, 統括主事, 主事 |
| 、、主任, 、、職長 |

(京都市水道局及び下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第8条 京都市水道局及び下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程

第1条及び第4条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第5条第1項中「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。

第6条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第8条の見出しを「(補則)」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員服務規程の一部改正)

第9条 京都市水道局及び下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員服務規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第5項ただし書中「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に、「もの」を「者」に改める。

第4条第3項中「除く外」を「除くほか」に改める。

第6条中「かかる」を「係る」に改める。

第8条第1項中「職員研修所長，配水事務所長，水道局水質試験所長，鳥羽処理場長並びに京都市水道局及び下水道局専決規程第1条の規定による課長等(配水事務所及び鳥羽処理場の課長を除く。)」を「京都市上下水道局専決規程第1条に規定する専決権者(次長，部長及び水質管理センター所長を除く。)」に改める。

第10条第1項中「水道局総務部職員課長」を「職員課長」に改める。

第14条第3項中「局長」を「次長」に、「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改める。

第17条第1項第1号中「取締」を「取締り」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員の公益法人等への派遣等に関する規程の一部改正)

第10条 京都市水道局及び下水道局職員の公益法人等への派遣等に関する

る規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の公益法人等への派遣等に関する規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、「上下水道事業」を削る。

第3条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)